

運営規程作成例

重度障害者等包括支援

1 指定基準条例に定める記載事項

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- ④ 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 事業の主たる対象とする利用者
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨ その他運営に関する重要事項

2 運営規程作成例

以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">重度障害者等包括支援事業所 ○○○ 運営規程</p> <p>(事業の目的)</p> <p>第1条 この規程は、*** (以下「事業者」という。) が開設する○○ (以下「事業所」という。) において実施する指定重度障害者等包括支援に係る事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者又は障がい児 (以下「利用者」という。) に対し、適切な指定重度障害者等包括支援を提供することを目的とする。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 事業所は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、利用者又はその扶養義務者 (以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> | <p>※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載する。</p> <p>※「***」⇒開設者 (法人名) の正式名称を記載する。</p> <p>※「障がい者又は障がい児」⇒第7条において、「障がい児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「障がい者」と記載する。</p> <p>※「利用者又はその扶養義務者」⇒第7条において、「障がい児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載する。以下同じ。</p> |

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定重度障害者等包括支援を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ○○○事業所

（2）所在地 長野県××市△△×丁目×番×号

2 前項以外で事業等を行う出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 ○○○事業所△△出張所

（2）所在地 長野県××市△△×丁目×番×号 □□ビル※※号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定重度障害者等包括支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 ○名（常勤職員 ○名 うち○名専任、非常勤職員 ○名）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

ア 重度障害者等包括支援計画の作成

イ 障害福祉サービス担当者会議の開催

ウ 障害福祉サービス担当者に対する照会等

エ 利用者等及びその家族に対する重度障害者等包括支援計画の説明及び重度障害者等包括支援用計画書の交付

オ 重度障害者等包括支援計画の実施状況を把握し、必要に応じ

※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。
※所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。

※「出張所」⇒出張所を設置しない場合は記載しない。

※「（常勤職員）」⇒管理者がサービス提供責任者を兼務する場合は、「（常勤職員。サービス提供責任者兼務）」等と記載する。

※「（常勤職員）」⇒サービス提供責任者が管理者を兼務する場合は、「（常勤職員。管理者兼務）」等と記載する。
※「うち○名専任」⇒サービス提供責任者のうち、専任かつ常勤の人数を常勤職員の内訳として記載する。

て重度障害者等包括支援計画の変更を行う

(3) 事務職員 ○名 (常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名)

事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行う。

2 前項のほか、事業者が重度障害者等包括支援計画に位置づけ、利用者等に提供する各指定障害福祉サービスにおいては、それぞれの各サービス事業者の運営規程に定めるところにより、基準条例に規定される職員を置くものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。

(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。

2 前項の営業日及び営業時間にかかわらず、利用者からの連絡に随時対応するものとする。

3 第7条に規定する指定障害福祉サービスのサービス提供日及びサービス提供時間は重度障害者等包括支援計画に従う。

(指定重度障害者等包括支援を提供する利用者の数)

第6条 指定重度障害者等包括支援を提供する利用者の数は、○○名とする。

(指定重度障害者等包括支援の内容)

第7条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定○○○○の提供

(2) 指定○○○○の提供

(3) 指定○○○○の提供

(4) 生活相談

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な支援、相談、助言

2 前項1号に規定する指定○○○○は、事業者が設置する次の事業所において提供するものとする。

(1) 名称 ○○○

(2) 所在地 長野県××市△△×丁目×番×号

3 第1項2号に規定する指定○○○○については、業務委託契約(以下「委託」という。)により実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 委託先の名称 ○○○

(2) 委託先の主たる事務所の所在地 長野県××市△△×丁目×番×号**ビル×号

※「指定障害福祉サービス」⇒提供するサービスが指定障害福祉サービスでない場合は「指定」と記載しない。また、提供するサービスが指定事業及び指定を受けていない障害福祉サービス双方の場合は、「指定障害福祉サービス及び障害福祉サービス」と記載する。

※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。

※「指定○○○○」⇒提供するサービスが指定障害福祉サービスでない場合は「指定」と記載しない。(3)以降の「(指定)○○○○の提供」については、3以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保している場合に記載する。提供サービスの数に応じて、号数の繰り上げ又は繰り下げをする。

※「は、事業者が設置する次の事業所において・・・」⇒重度障害者等包括支援事業者が自ら(指定)障害福祉サービスを提供する場合に記載する。

※「については、業務委託契約(以下「委託」という。)により実施するものとし・・・」⇒第三者に委託して提供する場合に記載し、委託先の情報を記載する。以下同じ。

- (3) 委託先の事業所の名称 ○○○
 - (4) 委託先の事業所の所在地 長野県××市△△×丁目×番×号
- 4 第1項3号に規定する指定○○○○については、委託により実施するものとし、その内容は次のとおりとする。
- (1) 委託先の名称 ○○○
 - (2) 委託先の主たる事務所の所在地 長野県××市△△×丁目×番×号××ビル×号
 - (3) 委託先の事業所の名称 ○○○
 - (4) 委託先の事業所の所在地 長野県××市△△×丁目×番×号

- (指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者)
- 第8条 指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) I類型の者（障害程度区分6の重度訪問介護対象者であって、判定基準で対象となる身体障害者。）
 - (2) II類型の者（障害程度区分6の重度訪問介護対象者であって、知的障害の程度が最重度の者かつ判定基準で対象となる者。）
 - (3) III類型の者（障害程度区分6の行動援護対象者であって、判定基準で対象となる者。）

- (利用者等から受領する費用の額等)
- 第9条 指定重度障害者等包括支援を提供した際には、利用者等から当該重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、前項に掲げる指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額のほか、利用者又はその扶養義務者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者又はその扶養義務者から徴収するものとし、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
- (1) 事業所から片道○○キロメートル未満 ○○円
 - (2) 事業所から片道○○キロメートル以上 ○○円
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその扶養義務者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその扶養義務者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に

※事業者は、前二項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合、利用者等から、従業者の通常の事業の実施地域を越えての移動に要する実費（燃料費等）の支払を受けることができる。

対し交付するものとする。

- 6 第7条に規定する指定障害福祉サービスの提供に当たって、家賃、食費、交通費等の費用が生じた場合には、それぞれのサービス事業者の運営規程に定めるところにより、各サービス提供事業者がその実費を利用者又はその扶養義務者から徴収するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、××市及び△△市の区域とする。

(緊急時等における対応)

第12条 指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

※「利用者負担額等に係る管理」については、指定基準条例に定める必須記載事項ではないため、事業所の実情に応じて記載する。

※サービスの提供を予定している範囲の市町村名を記載する。

※「事故発生時の対応」については、指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、運営規程又は対応マニュアルなどで対応方法を定めておくことが望ましい事項

第 14 条 事業所は、提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護の保護）

第 15 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

※「苦情解決」については、指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、運営規程又は苦情解決マニュアルなどで対応方法を定めておくべき事項

※「個人情報の保護」については、指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、運営規程又は就業規則などで取扱いを明確にしておくべき事項

※（1）～（4）以外にも事業所において行うものがあれば記載する。

| | |
|---|--|
| <p>(その他運営に関する重要事項)</p> <p>第17条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後○カ月以内</p> <p>(2) 継続研修 年○回</p> <p>2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。</p> <p>3 事業所は、利用者等に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から5年間保存するものとする。</p> <p>4 事業所は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。</p> <p>5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成○○年○月○日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成○○年○月○日から施行する。</p> | <p>※第1項～第5項以外にも事業所において必要があれば記載する。 (例) ・協力医療機関 など</p> <p>※運営規程を変更する場合は、「附則この規程は、平成○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。</p> |
|---|--|